

事務連絡
令和3年9月16日

関係各位

今治市総務部契約課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県、及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたことを受け、愛媛県を通じて国土交通省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、市発注工事及び業務においては、これまでと同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から工事及び業務の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟に対応してまいりますので、各受注者から監督員を経由して契約課へご相談ください。

また、工事等従事者に感染者等が確認された場合は、直ちに各受注者から監督員を経由して契約課にご報告ください。

貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

(問い合わせ先)
今治市総務部契約課
工事契約係・工事検査室
TEL:0898-36-1560 (直通)

事務連絡
令和3年9月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところで

す。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県、及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企

第3号) 等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく申し上げます。
各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく申し上げます。

事務連絡
令和3年9月10日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置区域においては、8月末までと同水準の支援を9月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しくお願いします。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年9月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところで

す。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県、及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企

第3号) 等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年9月10日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工

できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工

できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款(甲)・(乙)においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者(元請負人)と受注者(下請負人)が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年9月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところで

す。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県、及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企

第3号)等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

事 務 連 絡

令和 3 年 9 月 10 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和 3 年 9 月 9 日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和 3 年 8 月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和 3 年 8 月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和 3 年 9 月 9 日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の 1 都 1 道 2 府 17 県から、同年 9 月 12 日をもって宮城県及び岡山県の 2 県を除外した 1 都 1 道 2 府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年 9 月 30 日まで延長することが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 3 年 4 月 25 日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切にご対応を宜しくお願いします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置区域においては、8 月末までと同水準の支援を 9 月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切にご対応を宜しくお願いします。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添 1 のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添 2 のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡

令和3年9月10日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

特に、まん延防止等重点措置においては、重点措置区域である都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤等について、『出勤者数の7割削減』を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。」とされており、出勤者数の削減のための取組について都道府県へのご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、重点措置区域においては、8月末までと同水準の支援を9月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しくお願いします。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更等に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年9月10日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いします。

特に、まん延防止等重点措置においては、重点措置区域である都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤等について、『出勤者数の7割削減』を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。」とされており、出勤者数の削減のための取組について都道府県へのご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、重点措置区域においては、8月末までと同水準の支援を9月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しくお願いします。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更等に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年9月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところで

す。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県、及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企

第3号) 等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年9月10日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工

できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

愛契連第6号
令和3年9月6日

会 員 各 位
(市町契約業務主管課長)

愛媛県公共工事契約業務連絡協議会会長
(愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室長)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事における
対応の徹底について (通知)

新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでも工事現場における感染拡大回避について御留意いただいているところですが、今般、西条保健所管内の民間企業発注の大規模工事において、関係する複数の事業者の従業員から多数の感染者が確認される事例が発生し、令和3年9月1日の記者発表において、知事から同様の現場を持つ事業者に対して注意喚起が行われたところです。

《参考》

- ・ 新型コロナウイルスの感染の確認（9月1日公表分）に関する記者発表の要旨について（1309事例目、1377事例目、1425事例目関連）

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/030901.html>

本件に関する保健所の調査では、複数のルートで感染が持ち込まれ、それぞれが拡散した可能性が指摘されているところであり、貴市町が発注する工事においても、特に複数の工程が同時進行する場合や分離発注等のケースを中心に、作業時だけでなく食事・休憩時等において、異なる事業者の従業員の混在が想定されることから、同様の事態の発生が懸念されます。

については、こうした事態の未然防止を図るため、県においては別添のとおり各機関に対して注意喚起を行いましたので、貴市町におかれましても新型コロナウイルス感染拡大回避について適切な対応をお願いします。

(事務局) 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室入札監理グループ
担当：池田、智葉
TEL 089-968-2294 FAX 089-912-2237

写

3行革(行)第119号
令和3年9月6日

知事部局各 部 長
出納局長
各地方局長
公営企業管理局長
教育委員会副教育長
警察本部警務部長

様

総 務 部 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事における
対応の徹底について (通知)

新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでも工事現場における感染拡大回避について御留意いただいているところですが、今般、西条保健所管内の民間企業発注の大規模工事において、関係する複数の事業者の従業員から多数の感染者が確認される事例が発生し、令和3年9月1日の記者発表において、知事から同様の現場を持つ事業者に対して注意喚起が行われたところです。

《参考》

- ・ 新型コロナウイルスの感染の確認 (9月1日公表分) に関する記者発表の要旨について (1309 事例目、1377 事例目、1425 事例目関連)

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/030901.html>

本件に関する保健所の調査では、複数のルートで感染が持ち込まれ、それぞれが拡散した可能性が指摘されているところであり、県が発注する工事においても、特に複数の工程が同時進行する場合や分離発注等のケースを中心に、作業時だけでなく食事・休憩時等において、異なる事業者の従業員の混在が想定されることから、同様の事態の発生が懸念されます。

については、こうした事態の未然防止を図るため、県工事の発注者として、下記を踏まえた適切な対応をお願いします。

記

- 1 受注者に対し、改めて、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))」等の実践が図られるよう、周知徹底に努めること。

《参考》

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特設ページ (国土交通省不動産・建設経済局)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

- ・ 建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf>

- 2 特に複数の工程が同時進行する工事や分離発注工事の現場にあっては、食事・休憩時等も含め、各受注者が相互に連携して感染対策が講じられるよう、必要に応じて適宜調整を行い、対策に万全を期すこと。
- 3 県発注工事の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者及び感染の疑いがある者が確認された場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、保健所の調査等に協力するなど、感染事例の囲い込み・封じ込めのための積極的な行動を受注者に要請すること。

また、他の事業者における取組等を参考に、受注者と連携して、取り得る対策を講じるよう努めること。

行政管理室入札監理グループ
筒井、池田、松野、新田、智葉
(内線 2294)